

大分大学理工学部受託試験取扱規程

平成29年4月1日制定
平成29年理工学部規程第11号

(目的)

第1条 この規程は、大分大学理工学部（以下「本学部」という。）において受託する試験、分析、鑑定等（以下「受託試験」という。）の取扱いに関し必要な事項を定める。

(受託試験の委託)

第2条 受託試験を委託しようとする者は、受託試験委託申込書（様式第1号）を学部長に提出し、その承認を受けなければならない。

(受託試験の受託)

第3条 学部長は、前条により申込みを受けたときは、本学部の教育及び研究に支障のない場合に限りこれを受託することができる。

(料金の納付)

第4条 前条により委託を受託された者（以下「委託者」という。）は、次条に規定する料金を前納しなければならない。

2 既納の料金は、返還しない。

(受託試験の種目及び料金)

第5条 受託試験の種目及び料金は、別表のとおりとする。

(受託試験結果の通知)

第6条 学部長は、受託試験が終了したときは、当該受託試験の結果を、受託試験結果通知書（様式第2号）により委託者に通知するものとする。

(試験材料の処理)

第7条 委託者が提出した試験材料は、原則としてこれを返還しないものとする。

(不可抗力による試験材料の損害)

第8条 本学部は、天災その他の不可抗力によって生じた試験材料の損害に対し、その責任を負わないものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、受託試験の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年理工学部規程第2号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第5条関係）

受託試験基準料金

受託試験	試験単位	試験料金
骨材 洗い試験	1 試料	13,139円
〃 単位容積質量試験	〃	12,731円
〃 有機不純物試験	〃	7,027円
〃 すりへり試験	〃	22,611円
〃 安定性試験	〃	29,843円
〃 塩分含有量試験	〃	24,546円
〃 ふるい分け試験	〃	8,658円
細骨材比重試験	〃	15,787円
〃 吸水量試験	〃	15,787円
粗骨材比重試験	〃	12,018円
〃 吸水量試験	〃	12,018円
土の粒度試験	〃	24,343円
金属材料引張試験	〃（1本）	4,990円
〃 曲げ試験	〃（1本）	4,074円
コンクリート圧縮試験	〃（1本）	2,240円
〃 曲げ試験	〃（1本）	4,583円

備考 上記の料金には消費税等を含む。

様式第1号（第2条関係）

受託試験委託申込書

年 月 日

（大分大学理工学部長） 殿

申込者
住所
氏名

下記のとおり受託試験を申し込みます。

記

受託試験種目	
試験数量	
提出試験料	
試験希望年月日	年 月 日
備 考	

様式第2号（第6条関係）

受託試験結果通知書

年 月 日

殿

大分大学工学部長

年 月 日付で申込みのあった受託試験の結果について、下記のとおり通知します。

記

受託試験種目	
試験数量	
実施年月日	
担当教員氏名	㊟
実施試験の結果	